

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会

令和6・7年度役員選出手順（案）

(1) 新幹事団体の選出

各都道府県・指定都市社協より選出された新幹事団体を総会（令和6年2月19日）において承認を得る。

(2) 代表幹事、副代表幹事の選出

総会において、総会終了後に開催する新幹事会（令和6年2月19日／令和5年度第5回幹事会）で、(3)の手順により、正副代表幹事を選出することについて承認を得る。

(3) 正副代表幹事の選出について

- ① 総会終了後に開催する新幹事会（令和6年2月19日／令和5年度第5回幹事会）において、正・副代表幹事候補 7名以内を選出する。
- ② 正・副代表幹事候補は、互選により、代表幹事及び副代表幹事を決定する。
- ③ 正・副代表幹事候補の互選により選出した正・副代表幹事を、第5回幹事会をもって承認する。

※ 正副代表幹事については、選出地域及び運営の類型等に配慮して選任する。

令和5年度第5回幹事会で、出欠状況等により7名以内の代表幹事を選出できない場合は欠員とし、後日欠員補充を行うことができる。また、任期中に代表幹事が退任することが生じた場合も同様に補充することができる。

(4) 代表幹事及び副代表幹事の任期について

多様な会員の参画を得て住民参加型在宅福祉サービスの発展を図ることを目的として、代表幹事及び副代表幹事の任期については次の考え方とする。

- ① 代表幹事、副代表幹事の任期については、連続4期8年を上限とする。
- ② 上記「1」の実施にあたっては、組織運営の継続の観点から、特段の理由がある場合を除き、代表幹事、副代表幹事全員が同一任期で退任することのないよう、調整を図るものとする。